

覚 書

芦屋市長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
は、芦屋市立図書館雑誌スポンサー制度に基づく雑誌の提供に関し、以下のとおり覚書を締結する。

記

（提供雑誌）

第 1 条 甲は、乙から雑誌「」の提供を受ける。

（広告掲載の方法）

第 2 条 甲は、乙から提供を受けた雑誌の最新号に閲覧用カバーを掛けて、乙の広告を当該雑誌のカバーに掲載することができる。この場合において、広告の表示内容等については事前に協議するものとする。

2 提供雑誌の排架位置は、甲が決定する。

（提供の期間）

第 3 条 乙が甲に対して提供する期間は原則として 1 年間（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）とする。（ただし、図書館の都合により休業し、広告の掲載ができなくなった場合を除く）年度の途中からの場合は、甲が広告掲出を決定した月の翌月から当該年度の 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 2 カ月前までに、翌年度も継続する場合は覚書（様式 2）を、年度末をもって解約する場合は雑誌スポンサー解約申請書（様式 3）を図書館へ提出するものとする。

（提供雑誌購入代金の支払方法）

第 4 条 提供雑誌購入代金の支払いは、甲が指定する納入業者に乙が直接支払う。乙は、納入業者から請求を受け、指定された期日までに支払う。

2 振込手数料は、乙の負担とする。

3 乙が提供する雑誌が休刊した場合は、甲と協議の上、別の雑誌に広告を振替する。

（広告掲載の責務）

第 5 条 乙は、乙が掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負う。

2 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保障する。

3 第三者から広告に関連して苦情の申し立てまたは損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決する。

（協 議）

第 6 条 本覚書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決を図る。

本覚書は 2 通作成し、甲乙記名捺印の上、各 1 通を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 芦屋市精道町 7 番 6 号
 芦屋市
 芦屋市長 印

乙 所在地
 名称
 代表者 印